

川口市子育てサポーター養成及び活用要領

(目的)

第1条 この要領は、子育てサポーターの養成及び活用に際し必要な事項を定め、子育て中の親を対象とする子育てに関する講座・研修等の催し（以下、「催し」）を実施する際に、ボランティアによる託児及び見守りを行うことによって、子育て中の親子（主として就学前までの児童及び保護者）が、安心して催しに参加できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

(1) 子育てサポーター

本市の実施する川口市子育てサポーター養成講座を修了し、川口市子育てサポーターの認定を受け、かつ、子育てサポーターとして登録し、催しに際して託児又は見守りのボランティア活動を行う者をいう。

(2) 託児

子育て中の親が参加する催しを実施する際、子どもを別室にて預かることをいう。

(3) 見守り

子育て中の親子が参加する催しを実施する際、その催しの会場内で子どもを見守ることをいう。

(子育てサポーターの養成)

第3条 子育てサポーターの養成は、次の各号に掲げる講座を実施することにより行う。

(1) 子どもの心と身体の発達

(2) 子どもの健康とかかりやすい病気

(3) 子どもの安全と応急処置

(4) 援助活動の基本

(5) その他

2 前項の講座は、年1回行うものとする。

3 前項の講座において、半分以上出席した者を市は子育てサポーターとして認定するものとする。

(子育てサポーターの登録)

第4条 子育てサポーターの認定を受けた者は、子育てサポーターとして市に登録することができる。

2 前項による登録をした者は、子育てサポーターの活動を行うことができる。

3 子育てサポーター登録者は、フォローアップ研修等を受講し、資質向上に努めなければならない。

4 子育てサポーター登録者は、登録した内容に変更があった場合は、市に届け出るものとする。

5 子育てサポーターとして登録した者が、登録後にサポーターとして活動することが難しくなったときは、申し出により子育てサポーターの登録を辞することができる。

(子育てサポーターの活動内容)

第5条 子育てサポーターの活動内容は、次の各号に掲げる内容とする。

(1) 催しでの子どもの託児や見守り

(2) その他子育て支援に関すること

(子育てサポーターの活動範囲)

第6条 子育てサポーターは、原則として部内において主催する催しでの活動を行う。ただし、前記の活動に支障のない範囲において、その他の子育て支援に関わる催し等でも活動を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当すると市が認める催しにおいては子育てサポーターの活動をすることはできない。

(1) 公益を害するおそれのある催し

(2) 公序良俗に反すると認める催し

(3) 専ら営利を目的とする催し

(4) 会員の勧誘、物品の販売につながると認める催し

(子育てサポーターの託児)

第7条 子育てサポーターが託児を行う場合、次の各号に掲げる内容とする。

(1) 託児の対象となる児童は、満1歳（授乳中でない）から就学前までの幼児とする。

(2) 託児の時間は、催しの実施に必要な時間内とし、概ね2時間程度までとする。

(3) 託児の場所は、催しを開催する施設内において、催しをする場所に近接した別の部屋とし、かつ、予定する人数の幼児とサポーターが動き回るのに安全な和室または絨毯敷きの部屋等で、かつ、十分な広さが確保できる部屋であることとする。

(4) 催しの主催者は、託児を希望する参加者（以下「託児希望者」という。）に対して、事前に、ボランティアによる託児であり、保育士等乳幼児を預かる事について専門の資格を有する者の託児でないことを周知し、かつ、託児の希望者からその点についての了承を得ることとする。

(5) 催しの当日において、発熱等体調の悪い幼児及び、感染性の疾患に罹患している幼児については託児の利用ができないこととし、かつ、催しの主催者はその旨を事前に託児希望者に周知することとする。

(6) 託児希望者は、幼児の水分補給をするための飲み物、必要な範囲でのおやつ、おむつ、お手拭、着替え、ゴミ袋、その他必要なものを一まとめにして袋に入れて、サポーターに渡すこととし、催し等の主催者は、託児希望者にその旨を周知することとする。

(7) 託児希望者は、サポーターに幼児を預ける際に、託児に必要な事項に関するアンケートに記入してから預けることとし、催しの主催者は、託児希望者にその旨を周知することとする。

(子育てサポーターの見守り)

第8条 子育てサポーターが見守りを行う場合、催し的主催者は、参加者に対し、子育てサポーターが見守りを行なう旨の周知をしなければならない。

(子育てサポーター活動中の安全対策)

第9条 子育てサポーターは、サポーター活動中の自身のケガ等に備えるための「傷害保険」及び託

児の対象となる幼児等、第三者の事故、ケガ等に備えるための「賠償責任保険」に加入しなければならない。なお、加入の手続き及び費用負担は、市が行うものとする。

2 催しの主催者は託児における責任者を配置し、子育てサポーターは活動中その責任者の指示に従うものとする。

(子育てサポーター利用の手続き)

第10条 子育てサポーターを利用しようとする催しの主催者は、その催しの開催日の1ヶ月前までに催しの内容等がわかる利用依頼書を提出し、利用の承認または不承認を受け、必要に応じ事前に打ち合わせを行う。

(子育てサポーターの報償)

第11条 子育てサポーターの活動は原則として無償とする。ただし、催しの主催者の判断により、実費相当額の報償を受けることを妨げない。

(運営の委託)

第12条 この要領に基づく制度の運営は、社会福祉法人等に委託することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。